■　産業廃棄物と一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物の中で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に定める下表の20種類の廃棄物を『産業廃棄物』、それ以外の廃棄物を『一般廃棄物』といいます。

あらゆる事業活動から発生するもの	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥ゴムくず ⑦金属くず ⑧ガラスくず・陶磁器くず ⑨鉱さい ⑩廃プラスチック類 ⑪がれき類
排出する事業が限定されるもの	⑫紙くず ⑬木くず ⑭繊維くず ⑮動植物性残渣 ⑯動物のふん尿 ⑰動物の死体 ⑱ばいじん※1 ⑲動物系固形不要物 ⑳処理物※2

※1集じん設備によって集められたもの　※2廃棄物を処分するために処理したもの

■　事業者の責務

廃棄物処理法第３条には「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」、また第11条には「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない」とされており、家庭ごみと違って、廃棄物の適正処理の責任は排出事業者にあることが明記されています。

■　組合のごみ処理施設で処理する廃棄物

組合のごみ処理施設は一般廃棄物を処理する施設です。しかし産業廃棄物のうち一部の少量のごみについては、ごみの性状が家庭ごみと同一あるいは類似しており、産業廃棄物として処分することが現実的でない場合もあるため、一定のルールのもと事業系一般廃棄物とみなして取り扱っています。（多量、家庭ごみ同様の分別ができない場合など、事業者自らが産業廃棄物として組合以外の施設で適正処理することを妨げません。）対象のごみについては裏面を御覧ください。

■　組合のごみ処理施設の利用手続きとごみ処理手数料

当組合のごみ処理施設に事業系一般廃棄物を搬入する場合は、施設利用許可証が必要です。施設の利用を希望される場合は、事前にお申し込みをお願いいたします。また、搬入する際に、ごみ処理手数料がかかります。

10kgにつき　250円　　※搬入施設ごとに請求します。

なお10kg未満は10kgへ切り上げ、11kg以上は10kg単位に四捨五入します。
《例》　８kg搬入した場合　250円　　25kg搬入した場合　750円

■　事業系ごみのお問い合わせ先

【事業系一般廃棄物に関すること】
小山広域保健衛生組合　施設課　℡0285-22-8184
（中央清掃センター・南部清掃センター・リサイクルセンター）

【産業廃棄物の運搬処理に関すること】
（公社）栃木県産業資源循環協会　℡028-612-8016

小山広域保健衛生組合　事業系ごみ搬入ガイド

・2026年3月の注目トピック

廃プラスチックやリチウムイオン電池は

産業廃棄物です！

清掃センターでは処理できません！

産業廃棄物処理の許可を持った専門業者に依頼してください

指定ごみ袋（もやすしかないごみ）の

厚みはいろいろあります！

商品の表示をよく御確認のうえお選びください

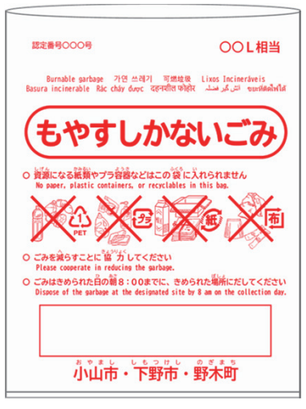

- 厚みは 0.011～0.04㎜
- 容量は４種類：15/30/45/70L相当
- 形は２種類　：平型とU字型

店頭に御希望の商品がない場合は、販売店（スーパー、ホームセンター、ドラッグストア等）に直接御要望をお伝えいただくか、オンラインショップの利用や指定ごみ袋製造認定業者（６社）への問い合わせを御検討ください。

指定ごみ袋は「もやすしかないごみ」専用です。
「もやすしかないごみ」以外のごみや資源物には、従来どおり、透明または白色半透明のごみ袋を御利用ください。

イラスト出典：経済産業省ウェブサイト(https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html)

小山広域保健衛生組合の施設で処理できるごみ

区分	具体例	ごみの出し方
もやすしかないごみ	□一般廃棄物 ◎感熱紙、複写紙、ビニールやアルミコーティング紙等、資源化できない紙類 ◎草 ◎生ごみ※ ◎雑巾・ふきん・ウエス等 ◎畳 ◎カーペット ■産業廃棄物（みなし一廃） ◎プラマークのないラップフィルム、プラスチック製スプーン・フォーク、ストローなどのうち従業員の飲食に伴うもの	中央清掃センターへ搬入 ▸もやすしかないごみの指定ごみ袋に入れてください （落ち葉や草などそれ以上分別できないもののみを搬入する場合は指定ごみ袋の対象外です） ※野木町から発生した生ごみは南部清掃センターへ搬入 ▸草は１日２ｔが上限 ▸情報セキュリティの保護を目的とした機密文書の焼却処理は行いません
不燃ごみ	■産業廃棄物（みなし一廃） ◎飲料用のびん缶等の金属製のふた ◎総金属製の什器、家具 ◎一斗缶 ◎金属、ガラス、陶磁器製の食器類、花器類、調理器具 ◎日用品、文房具 ◎電球(水銀未使用のもの)、LED電球	リサイクルセンターへ搬入 ▸一斗缶のＰＰバンドは外して産業廃棄物として処理してください ▸ 電球､LED電球、有害ごみ、小型家電は一回の持ち込みにつき総量一斗缶1杯分まで
粗大ごみ	□一般廃棄物 ◎木製家具(金属不使用)	リサイクルセンターへ搬入
剪定枝	□一般廃棄物 ◎直径20ｃｍ、長さ2mまで	南部清掃センターへ搬入 ▸アジサイ、キョウチクトウ、シュロ、竹などは対象外です
可燃系資源物	□一般廃棄物 ◎新聞 ◎雑誌 ◎書類等、資源化できる紙類 ◎シュレッダーくず ◎ダンボール ◎衣類、布類	▸新聞、雑誌、ダンボール、古布、シュレッダーくず等種類ごとに分別してください ごみの発生場所に応じた搬入先 小山市：中央清掃センター 下野市：リサイクルセンター 野木町：南部清掃センター
不燃系資源物	■産業廃棄物（みなし一廃） ◎飲料用のびん・缶類 ◎飲料用ペットボトル 従業員の飲食に伴うものに限る	リサイクルセンターへ搬入 ▸水ですすいでください ▸びんのふた、ペットボトルのラベルとキャップは外してください
プラスチック製容器包装	■産業廃棄物（みなし一廃） ◎ペットボトルのラベル・キャップ ◎弁当のプラ容器 ◎カップ麺等のプラ容器 従業員の飲食に伴うものに限る	南部清掃センターへ搬入 ▸プラマークのついたプラスチック製容器包装に限ります ▸軽くすすいで水をきって出してください
有害ごみ	■産業廃棄物（みなし一廃） ◎乾電池 ◎ライター	リサイクルセンターへ搬入 ▸一回の持ち込みにつき総量一斗缶１杯分まで
小型家電	■産業廃棄物（みなし一廃） 家電リサイクル法対象品は不可、通常家庭から排出される製品のみ	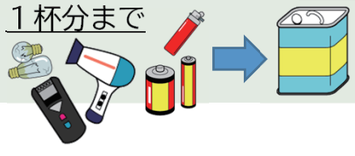 種類別に袋にまとめて一斗缶へ

処理できないごみの代表例

区分	具体例	ごみの出し方
分別されていないごみ	●食べ残しや飲み残しの飲食料品が入ったままのプラスチック製容器など ●もやすしかないごみにプラ容器や紙（シュレッダーくずを含む）などの資源物が混入している場合	▸「処理できるごみ」に例示されていても、家庭ごみ同様の分別がされていない場合は複数の産業廃棄物が混合した状態となり、組合のごみ処理施設に搬入できません ▸産業廃棄物処理許可業者に依頼してください
産業廃棄物法定20品目	【廃プラスチック】●農業用ビニール（マルチ、ビニールハウス等） ●ブルーシート ●ＰＰバンド ●プラスチック製品 ●塩ビ管 ●リチウムイオン電池 ●ボタン電池 ●鉄パイプ ●スプレー缶 ●ガスボンベ ●消火器 ●業務用フライヤー ●蛍光灯 ●パソコン（キーボード・マウス等の付属品を含む） ●廃オイル ●農薬 ●塗料 ●バッテリー ●廃タイヤ、ホイール ●れんが、ブロック ●建築廃材（浴槽、洗面台等）	▸組合のごみ処理施設に搬入できません ▸産業廃棄物処理許可業者等にお問い合わせください
処理困難物	●粗大ごみ ●グランドピアノ ●石、土	
家電リサイクル法	●テレビ ●エアコン ●冷蔵庫、冷凍庫 ●洗濯機、衣類乾燥機	▸次の方法で処分してください ①購入した小売店に依頼する ②家電リサイクル法に基づく指定引取場所に直接持ち込む（あるいは収集運搬許可業者に依頼する）
自動車リサイクル法	●自動車 ●自動車部品	▸法に基づく自治体の登録、許可業者に依頼してください
二輪車リサイクル法	●バイク ●バイク部品	▸次の方法で処分してください ①廃棄二輪車取扱店に依頼する ②指定引取場所に直接持ち込む
フロン排出抑制法	●業務用空調機器 ●業務用冷凍冷蔵庫（ショーケース） ●ソフトクリームフリーザー ●ウォーターサーバー	▸フロン類を回収できる専門業者に依頼してください
機密文書	●焼却を希望する機密文書など（但し、シュレッダー処理したものは資源物として処理できます）	▸情報セキュリティの保護を目的とした機密文書の焼却処理は行いません ▸機密文書リサイクル事業者や溶融処理業者に御相談ください